利用者のために

１　調査の目的

木材流通構造調査は周期年調査（５年周期）により、工場（製材、合単板、ＬＶＬ（単板積層材）、集成材、ＣＬＴ（直交集成板）、プレカット及び木材チップ工場）、木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び木材販売業者）を調査対象として、木材（素材、製材品、合単板、ＬＶＬ、集成材、ＣＬＴ、プレカット及び木材チップ）の仕入先別仕入量、出荷先別出荷量等の把握を行い、木材の量的なフロー（流通量）を明らかにするとともに、木材の加工・流通全般にかかる各段階の取引額等について把握し、木材流通構造改善施策等の推進に資することを目的とする。

２　調査の根拠

調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第１項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

３　調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政局、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて実施した。

４　調査の体系

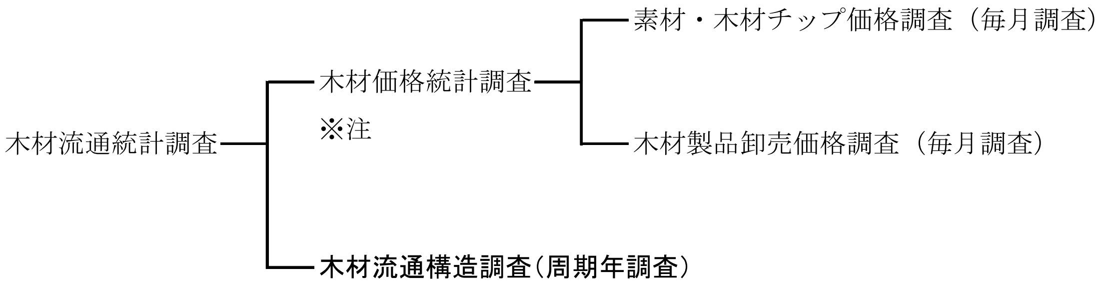

注：木材流通構造調査以外の調査結果については、別途「平成30年木材需給報告書」に掲載する。

５　調査の対象

(1)　調査対象の範囲

全国の製材工場（製材用動力の出力数が 7.5kW 以上の工場）、合単板工場、ＬＶＬ工場、集成材工場、ＣＬＴ工場、プレカット工場及び木材チップ工場並びに木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び木材販売業者）とした。

ただし、次に掲げるものは、この調査の対象から除外した。

ア　調査期日現在からさかのぼって３か月以上休業しているもの

イ　国及び公共機関に属するもの

例：森林管理局、公立学校、都道府県、市区町村等の経営するもの

(2)　調査対象事業所

調査は事業所単位の調査とし、全数調査又は標本調査により実施した。

なお、標本調査の場合は、標本として抽出した事業所を調査対象事業所とした。

６　調査対象の選定

(1)　母集団について

ア　製材工場、合単板工場、ＬＶＬ工場、集成材工場、ＣＬＴ工場及び木材チップ工場

平成 30 年木材統計調査基礎調査の「工場一覧表」を都道府県別並びに製材工場、合単板工場、ＬＶＬ工場、集成材工場、ＣＬＴ工場及び木材チップ工場の別に再編成した。

なお、合単板工場については、次のとおり工場類型別に編成した。

ａ　単板専門工場（単板のみを生産している工場をいう。）

ｂ　普通合板工場（普通合板を生産している工場をいう。なお、普通合板のほか、単板又は特殊合板を生産している工場を含む。）

ｃ　特殊合板専門工場（特殊合板のみを生産している工場をいう。）

イ　プレカット工場及び木材流通業者

平成 28 年の木材流通構造調査において作成した母集団リストを基に、総務省の事業所母集団データーベース（経済産業省が実施する工業統計調査又は総務省及び経済産業省が実施する経済センサス活動調査であって、直近に行われたものが同内容の情報として最新のものである場合にあっては、当該調査結果情報）を活用するなどにより調査対象事業所の新設、休廃業等の状況を整理し、平成 30 年の 12 月 31 日現在において事業を行っている「調査対象一覧表」を母集団名簿として用いた。

(2)　規模階層区分について

以下のとおり規模階層区分を行った。なお、ＬＶＬ工場及びＣＬＴ工場は工場数が少なく全数調査のため、階層区分は行っていない。

ア　製材工場、合単板工場、集成材工場及び木材チップ工場

上記(1)アで編成した母集団名簿を工場ごとの木材取扱量（製材工場は素材消費量、単板専門工場は単板用素材入荷量、普通合板工場は普通合板生産量、特殊合板専門工場は特殊合板生産量、集成材工場は集成材生産量、木材チップ工場は木材チップ生産量。以下同じ。）の多い方から順に配列した後、木材取扱量がかけ離れて大きい事業所を大規模階層、それ以外を標本階層とし、

標本階層については、さらに木材取扱量に基づいて設定した工場別規模階層区分によって階層区分を行った。

木材取扱量に基づく業種ごとの階層区分の設置方法は以下のとおりである。

(ｱ)　製材工場

大規模階層	200,000m^3以上
第１階層	50,000m^3以上 200,000m^3未満
第２階層	20,000m^3以上 50,000m^3未満
第３階層	20,000m^3未満

(ｲ)　単板専門工場

大規模階層	100,000m^3以上
第１階層	50,000m^3以上 100,000m^3未満
第２階層	10,000m^3以上 50,000m^3未満

第３階層　　10,000m^3未満

(ｳ)　普通合板工場

大規模階層　200,000m^3以上

第１階層　　50,000m^3以上 200,000m^3未満

第２階層　　10,000m^3以上 50,000m^3未満

第３階層　　10,000m^3未満

(ｴ)　特殊合板専門工場

大規模階層　100,000m^3以上

第１階層　　30,000m^3以上 100,000m^3未満

第２階層　　10,000m^3以上 30,000m^3未満

第３階層　　10,000m^3未満

(ｵ)　集成材工場

大規模階層　100,000m^3以上

第１階層　　40,000m^3以上 100,000m^3未満

第２階層　　10,000m^3以上 40,000m^3未満

第３階層　　10,000m^3未満

(ｶ)　木材チップ工場

大規模階層　50,000ｔ以上

第１階層　　20,000ｔ以上 50,000ｔ未満

第２階層　　5,000ｔ以上 20,000ｔ未満

第３階層　　5,000ｔ未満

なお、平成 28 年木材統計調査基礎調査以降、調査年までに新規に操業を開始した工場については、新規調査階層に区分した。

イ　プレカット工場

平成 28 年木材流通構造調査において把握した工場については、母集団名簿を同調査の工場ごとの木材取扱量（材料入荷量。以下同じ。）の多い方から順に配列した後、木材取扱量がかけ離れて大きい事業所を大規模階層、それ以外を標本階層とし、

標本階層については、さらに木材取扱量に基づいて設定した工場別規模階層区分によって階層区分を行った。

木材取扱量に基づく業種ごとの階層区分の設置方法は以下のとおりである。

大規模階層　60,000m^3以上

第１階層　　8,000m^3以上 60,000m^3未満

第２階層　　5,000m^3以上 8,000m^3未満

第３階層　　5,000m^3未満

なお、平成 28 年木材流通構造調査以降、調査年までに新規に操業を開始した工場については、新規調査階層に区分した。

ウ　木材流通業者

木材市売市場、木材センター及び木材販売業者の別に、平成 28 年木材流通構造調査において把握した事業所については、同調査の事業所ごとの木材取扱量（素材仕入量、製材品、合板、集成材及び木材チップ販売量を合計した量。以下同じ。）の多い方から順に配列した後、木材

取扱量がかけ離れて大きい事業所を大規模階層、それ以外を標本階層とし、標本階層においては、さらに木材取扱量に基づいて設定した事業所別規模階層区分によって階層区分を行った。

木材取扱量に基づく業種ごとの階層区分の設置方法は以下のとおりである。

(ｱ) 木材市売市場

大規模階層　150,000m³以上
第１階層　　50,000m³以上 150,000m³未満
第２階層　　30,000m³以上 50,000m³未満
第３階層　　20,000m³以上 30,000m³未満
第４階層　　20,000m³未満

(ｲ) 木材センター

大規模階層　60,000m³以上
第１階層　　20,000m³以上 60,000m³未満
第２階層　　10,000m³以上 20,000m³未満
第３階層　　10,000m³未満

(ｳ) 木材販売業者

大規模階層　500,000m³以上
第１階層　　20,000m³以上 500,000m³未満
第２階層　　5,000m³以上 20,000m³未満
第３階層　　5,000m³未満

なお、平成28年木材流通構造調査以降、調査年までに新規に事業を開始した事業所については、新規調査階層に区分した。

(3) 標本の大きさの算定について

業種別の標本の大きさ（n）は次の式により算出した（標本階層における階層ごとの標本配分は木材取扱量に基づく最適配分により行った。）。

$$n = \frac{\left(\sum_{j=1}^{L} N_j \sigma_j \alpha_j\right)^2}{\mu^2 (N - N_0)^2 C'^2 + \sum_{j=1}^{L} \frac{{N_j}^2 {\sigma_j}^2}{N_j - 1}} + N_0$$

N ：（当該業種の）母集団の大きさ
Nj ：標本階層のうちの各階層の大きさ
No ：大規模階層の大きさ
L ：標本階層のうちの階層の数
μ ：標本階層における１事業所当たりの平均木材取扱量
σj：標本階層のうちの各階層における木材取扱量の標準偏差

ただし、

$$\alpha_j = \sqrt{\frac{N_j}{N_j - 1}}$$

$$C' = C \times \frac{T}{T - T_0}$$

T ：当該業種に係る木材取扱量の総計

T_0：当該業種の大規模階層に係る木材取扱量

C ：目標精度（＝５％）

(4)　標本の抽出について

標本の抽出については、以下のとおり行った。

また、ＬＶＬ工場及びＣＬＴ工場については、全数調査とした。

なお、各業種とも平成 28 年木材流通構造調査以降、調査年までに新規に操業を開始した工場については、全数調査とした。

ア　製材工場

製材工場の工場一覧表を用い、「６(2) 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により標本を抽出した。

イ　合単板工場

単板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場の工場一覧表を用い、それぞれ「６(2)規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により標本を抽出した。

ウ　ＬＶＬ工場

「６(1)ア　母集団について」の母集団に基づき、全数調査とした。

エ　プレカット工場

規模階層別に母集団名簿を用い、「６(2) 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により抽出した。

オ　集成材工場

集成材工場の工場一覧表を用い、「６(2) 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により標本を抽出した。

カ　ＣＬＴ工場

「６(1)ア　母集団について」の母集団に基づき、全数調査とした。

キ　木材チップ工場

木材チップ工場の工場一覧表を用い、「６(2) 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により標本を抽出した。

ク　木材流通業者

木材市売市場、木材センター及び木材販売業者ごとに規模階層別に母集団名簿を用い、「６(2) 規模階層区分について」の大規模階層は全て抽出、標本階層については系統抽出の方法により抽出した。

(5)　調査対象数等

調査対象別調査対象工場（事業所）数は、次のとおりである。

	母 集 団 数 ①	調 査 対 象 事業所数②	有効回答数 ③	有効回答率(%) ④＝③／②
製 材 工 場	4,654	439	335	76.3
合 単 板 工 場	186	91	64	70.3
Ｌ Ｖ Ｌ 工 場	11	11	11	100.0
プレカット工場	756	260	169	65.0
集 成 材 工 場	168	68	52	76.5
Ｃ Ｌ Ｔ 工 場	9	9	9	100.0
木材チップ工場	1,339	262	179	68.3
木材流通業者	8,955	1,065	553	51.9

注： 「有効回答数」とは、集計に用いた調査対象工場（事業所）の数であり、回答はあったが、当年において木材の取扱いがなかった調査対象工場（事業所）は含まない。

7 調査対象期間及び調査実施時期

(1) 調査対象期間

平成 30 年１月１日から 12 月 31 日までの１年間

(2) 調査の周期

５年

(3) 調査の実施時期及び調査票の提出期限

調査票の配布：平成 31 年１月上旬

調査票の回収：平成 31 年２月 15 日

8 調査事項

(1) 製材工場

素材の入荷先別入荷量及び仕入金額、製材品の販売先別出荷量及び販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(2) 合単板工場

素材の入荷先別入荷量及び仕入金額、他社からの材料（単板）の入荷先別入荷量及び仕入金額、合板の販売先別出荷量及び販売金額、単板の販売先別出荷量及び販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(3) ＬＶＬ工場

素材の入荷先別入荷量及び仕入金額、他社からの材料（単板）の入荷先別入荷量及び仕入金額、ＬＶＬの販売先別出荷量及び販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(4) プレカット工場

材料の入荷先別入荷量及び仕入金額、販売先別出荷坪数及び販売金額、受注先別賃加工坪数及び賃加工金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(5) 集成材工場

材料（ラミナ）の入荷先別入荷量及び入荷金額、集成材の販売先別出荷量及び出荷金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(6)　ＣＬＴ工場

材料（ラミナ）の入荷先別入荷量及び入荷金額、ＣＬＴの販売先別出荷量及び出荷金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(7)　木材チップ工場

原料の入荷先別入荷量及び入荷金額、木材チップの販売先別出荷量等及び販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(8)　木材流通業者

素材の入荷先別入荷量及び仕入金額、輸入製品の入荷先別入荷量及び仕入金額、製材品の販売先別販売量及び販売金額、合板の販売先別販売量及び販売金額、ＬＶＬの販売先別販売量及び販売金額、集成材の販売先別販売量及び販売金額、ＣＬＴの販売先別販売量及び販売金額、木材チップの販売先別販売量及び販売金額

９　調査方法

調査は原則 (1)により実施したが、調査対象事業所の協力が得られる場合は(2)により実施した。

(1)　統計調査員が調査対象事業所を訪問して調査票を配布し、統計調査員、郵送又はオンライン（電子メール）により調査票を回収する自計調査により行った。

ただし、自計調査の方法により調査を実施できない場合は、統計調査員による面接調査により実施した。

(2)　調査票を郵送により配布し、郵送又はオンライン（電子メール）により調査票を回収する自計調査により行った。

10　集計方法

本調査の集計は、大臣官房統計部生産流通消費統計課において行い、次の推定式によって全国値を推計した。

なお、入荷量等に応じた仕入金額、入荷金額、出荷金額及び販売金額は各々出荷量等の集計方法によるものした。

(1)　製材工場

ア　素材の入荷先別入荷量（又は製材品の出荷先別出荷量）

推定は次の推定式を用いて行う。

推定式中の「yi」及び「Y」については、「X」の項目に対応した補助変量を用いる。

以下、他の項目の推定式においても同様に、推定する項目に対応した調査値や補助変量をそれぞれ用いることとする。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^{n} x_i}{\sum_{i=1}^{n} y_i} Y + S + P$$

X ：素材の入荷先別入荷量（又は製材品の販売先別出荷量）の推定値

n ：中･小規模階層（大規模階層以外の階層。以下「中･小規模階層」という。）の

調査対象事業所数（集計に用いた調査対象事業所数をいう。以下他の項目の集計においても同じ。）

xi ：中・小規模階層における i 番目の調査対象事業所の素材の入荷先別入荷量（又は製材品の出荷先別出荷量）の値（調査値）

yi ：中・小規模階層における i 番目の調査対象事業所の平成 30 年木材統計調査基礎調査結果による素材の入荷量（又は製材品の出荷量）

Y ：平成 30 年木材統計調査基礎調査結果による素材の入荷量（又は製材品の出荷量）の合計値

S ： 大規模階層における調査対象事業所の当該項目の値の合計値

P ： 新規調査階層における調査対象事業所の当該項目の値の合計値

イ　工場残材の出荷先別出荷量等

(ｱ) 工場残材の販売先別出荷量等の合計値

推定は、10(1)アに準ずる。

(ｲ) 工場残材の出荷先別出荷量等の内訳項目

推定は、次の推定式を用いて行う。

$$Y = \frac{\sum_i y_i}{\sum_i x_i} X$$

Y ：当該内訳項目に係る工場残材の出荷先別出荷量等の推定値

yi ：i 番目の調査対象事業所の当該内訳項目に係る工場残材の出荷先別出荷量等の値

xi ：i 番目の調査対象事業所の工場残材の出荷先別出荷量等の合計値の値

X ：工場残材の出荷先別出荷量等の合計値の推定値

(2)　合単板工場

ア　素材の入荷先別入荷量

推定は、次の推定式を用いて行う。

$$X = \sum_{i=1}^{L} \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + \sum_{i=1}^{L} S_i + \sum_{i=1}^{L} P_i$$

X ：素材の入荷先別入荷量の推定値

L ：工場類型（単板専門工場、普通合板工場、特殊合板専門工場）の数（＝３）

ni ：i 番目の工場類型に係る中・小規模階層の調査対象事業所数

xij：i 番目の工場類型に係る中・小規模階層における j 番目の調査対象事業所の素材の入荷先別入荷量の値（調査値）

yij ：i 番目の工場類型に係る中･小規模階層における j 番目の調査対象事業所の平成30 年木材統計調査基礎調査結果による単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

Yi ：平成 30 年木材統計調査基礎調査結果による i 番目の工場類型に係る中･小規模階層における単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）の合計値

Si ：i 番目の工場類型に係る大規模階層の調査対象事業所の当該項目の値の合計値

Pi ：i 番目の工場類型に係る新規調査階層の調査対象事業所の当該項目の値の合計値

イ　合板の販売先別出荷量

推定は、10(1)アに準ずる。

ただし、普通合板工場及び特殊合板専門工場別に階層区分することにより推定する。

ウ　工場残材の出荷先別出荷量等

推定は、10(1)イに準ずる。

(3)　プレカット工場

ア　材料の入荷先別入荷量（又は販売先別出荷坪数及び受注先別賃加工坪数）の推定は、次の推定式を用いて行う。

$$X = \frac{N}{n}\sum_{i=1}^{n} x_i + S + P$$

X ：調査項目に係る推定値

N ：中・小規模階層の母集団事業所数

n ：中・小規模階層の調査対象事業所数

xi ：中・小規模階層における i 番目の調査対象事業所の材料の入荷先別入荷量（又は販売先別出荷坪数及び受注先別賃加工坪数）の値（調査値）

S ：大規模階層における調査項目の合計値（調査値）

P ：新規調査階層における調査項目の合計値（調査値）

イ　工場残材の出荷先別出荷量等

推定は、10(1)アに準ずる。

(4)　集成材工場

ア　材料の入荷先別入荷量(又は集成材の出荷先別出荷量)

推定は、10(1)アに準ずる。

イ　工場残材の出荷先別出荷量等

推定は、10(1)イに準ずる。

(5)　木材流通業者

推定は、木材市売市場、木材センター及び木材販売業者別に行い、それぞれの推定値を合計して全体の推定値とする。

素材（輸入製品）の入荷先別入荷量（又は製材品（国産材及び輸入材）、合板（普通合板及び特殊合板）、ＬＶＬ、集成材、ＣＬＴ及び木材チップの販売先別販売量）の推定は、10(3)アに準

ずる。

(6)　木材チップ工場

ア　原料の入荷先別入荷量

推定は、10(1)アに準ずる。

イ　木材チップの販売先別出荷量等

推定は、10(1)アに準ずる。

ウ　工場残材の販売先別出荷量

推定は10(1)イに準ずる

(7)　ＬＶＬ工場及びＣＬＴ工場

ＬＶＬ工場及びＣＬＴ工場については、全ての事業所を調査対象事業所とすることから、表章する区分ごとに調査値を集計する。

11　目標精度及び実績精度（標準誤差率）

(1)　目標精度

調査対象品目のうち最も取扱量が多い製材用素材の全国出荷量等について、標準誤差がおおむね百万㎥以内となるよう目標精度を５％に設定した。

なお、ＬＶＬ工場及びＣＬＴ工場については、全数調査であるため、目標精度は設定していない。

(2)　実績精度

本調査の実績精度（調査対象に関する調査結果から推定した指標項目の標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標項目の推定値）は、次のとおりである。

調査対象の種類	指標項目	標準誤差率
製材工場	製材品出荷量	6.0%
合単板工場	普通合板出荷量	3.4%
	特殊合板出荷量	8.5%
プレカット工場	プレカット材料入荷量	13.6%
集成材工場	集成材出荷量	5.2%
木材チップ工場	木材チップ販売量	9.1%
木材流通業者	木材製品販売量	13.2%

12　用語の解説

素材生産業者	売買契約又は作業受託によって素材生産を行うことを業とする者をいう。
製材工場	製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含めるものとした。
合単板工場	単板、普通合板又は特殊合板の生産を行う事業所をいう。

ＬＶＬ工場	ＬＶＬ（ロータリーレース等を用いて製造された単板を、主としてその繊維方向（木目方向）を互いに平行にして積層接着して作られる製品で、「単板積層材」とも呼ばれる。）の生産を行う事業所をいう。 単板の厚さは２～４㎜程度が普通で、積層数は数層から数十層に及ぶものがある。繊維方向が直交する単板を用いた場合は、直交する単板の合計の厚さが製品の厚さの 20%以下であり、かつ、当該単板の枚数の構成比が 30%以下である一般材をいう。
プレカット工場	軸組工法（建築物の骨格を軸組で形づくる工法。在来工法ともいう。）等による木造建築物の構造材（柱、土台、梁等）、羽柄材（板、垂木、敷居、鴨居等）の仕口、継手、ほぞ等、従来は大工が手で行っていた加工を機械で行う事業所をいう。 プレカット工場には、①単能機械だけを持つ工場、②単能機械を組み合わせてライン化した工場、③ラインをコンピュータ制御で自動化した工場等、多様なものがある。
集成材工場	集成材を生産する事業所をいう。 集成材とは、平成 19 年９月 25 日農林水産省告示第 1152 号（集成材の日本農林規格）第１条に規定する集成材をいい、ひき板、小角材等の部材を、繊維方向（木目方向）を平行にして、厚さ、幅若しくは長さのうちいずれかの方向に集成接着した通直若しくはわん曲した形状の材又はこれらの表面に美観を目的として化粧板を張り付けたものをいう。
ＣＬＴ工場	ＣＬＴを生産する事業所をいう。 ＣＬＴとは、平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3079 号（直交集成材の日本農林規格）第１条に規定する直交集成材をいい、一定の寸法（厚さ 12～35mm 程度）に加工された板（板を長さ方向に接合接着してより長い板にしたものを含む。）をその繊維方向を互いにほぼ平行になるように並べて板状（板と板の間を接着したものを含む。）にし、さらにその板状のものを繊維方向が直交するように積層接着（３～９枚程度）したパネル）をいう。
木材チップ工場	素材、工場残材、林地残材（立木伐採後の林地において玉切り又は造材により生じた根株、枝条等をいう。）及び解体材若しくは廃材をチッパー等にかけて木材チップを製造する事業所をいう。 なお、製材工場、合単板工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場において調木、原料製造の一工程として木材チップを製造しているものは除いた。

木材市売市場	市売売買と称される売買方式によって木材の売買を行わせる事業所をいう。 市売売買とは、定められた日時に、売手（市売問屋）と買手（木材販売業者等）が「競り」又は「入札」によって売買価格を決定する方法である。 なお、これには、市場経営者自らが集荷・販売業務を行う「単式市場」と、複数の市売問屋に集荷・販売業務を行わせる「複式市場」とがある。
木材センター	二つ以上の売手（センター問屋）を同一の場所に集め、買手（木材販売業者等）を対象として相対取引（売方と買方の直接交渉によって価格を決める売買方法）によって木材の売買を行わせる事業所をいう。 なお、ここでいう木材センターとは卸売機構としてのセンターであり、「小売センター」は除いた。
木材販売業者	木材を購入して販売する事業所をいう。 なお、ここでいう木材販売業者とは、一般に木材問屋（輸入木材問屋、納材問屋、付売問屋、ひき立業者等）、材木店、建材店といわれるものをいい、「素材生産業者」、「銘木専門店」、「日曜大工等家庭消費向販売店」を除いた。 (1) 輸入木材問屋とは、総合商社から輸入丸太を購入し、製材工場、合板工場等に販売することを業とする原木問屋と、総合商社から輸入製品（製材品、合板等）を購入し、主として付売問屋等に販売することを業とする輸入木材製品問屋をいう。 (2) 納材問屋とは、諸官庁、諸会社、大手建築業者等特定の顧客のためにのみ木材の集荷、販売を行うことを業とする問屋をいう。 (3) 付売問屋とは、産地の荷主から買い付けた木材を相対取引等によって販売する問屋をいう。 (4) ひき立業者とは、木材問屋あるいは小売業者等の注文を受けて、特殊寸法品を主に賃びき製材工場を利用して引き立て、あるいは、需要を見込んで規格品を生産し販売することを業とするものをいう。
木材の販売金額	調査対象事業所が調査期日前１年間に製材品、合板、単板、ＬＶＬ、プレカット加工材、集成材及びＣＬＴを販売して得た販売先毎の金額をいう。 ただし、調査対象事業所が他に有している支店・営業所に製材品、合板、単板、ＬＶＬ、プレカット加工材、集成材及びＣＬＴを仕向けた場合には、その仕向量を販売したものとみなして、その金額を見積もり計上することとした。
素材の入荷量（仕入量）及び仕入（入荷）金額	素材の入荷量（木材市売市場にあっては受入量を含む。以下同じ。）及び仕入（入荷）金額は、売買契約に基づく売方と買方との間の移動量及び金額とした。

	ただし、本店・支店（自社他工場も含む。以下同じ。）間の受入量、仕向量及び受入金額、仕向金額は、それぞれの事業所ごとの入荷量・販売量及び仕入（入荷）金額・販売金額として取扱うこととした（以下「製品の出荷量」、「材料及び原料の入荷量」についても同じ。）。
素材（材料・原料）の入荷先（仕入先）	
直接、国・公共機関から	森林管理局、公立学校、都道府県及び市区町村から直接、立木又は素材を入荷した場合（立木処分を含む。）をいう。
自ら素材生産したもの	調査対象事業所が、自らの保有山林及び購入立木から素材生産したもので、伐採及び玉切り等の素材生産を請負わせて入手したものも含めた。 ただし、国又は公共機関からのものは除いた。
素材生産業者から	素材生産業者とは、売買契約又は売買受託によって素材生産を業とするものをいい、調査対象事業所がこれらの業者から直接素材を入荷した場合をいう。
製材工場から	素材の入荷先が製材工場の場合をいう。 なお、製材工場が素材を輸入し、輸入丸太の内陸製材工場等に転売することがあるので、製材工場から輸入材の転売を受けた分については含めていない。
合単板・ＬＶＬ工場から	素材の入荷先が合単板工場又はＬＶＬ工場の場合をいう。
木材市売市場から	素材の入荷先が木材市売市場の場合をいう。
競り売り	製材工場等の木材加工業者が、木材市売市場において、集積された素材を現物熟覧により「競り」又は「入札」を経て入荷する場合をいう。
競り売り以外	製材工場等の木材加工業者が、木材市売市場との間で事前に取り決めた素材の数量、造材方法等に基づき、木材市売市場の土場を経由せず、伐採現場や中間土場から直接入荷する場合をいう。
木材センターから	素材の入荷先が木材センターの場合をいう。
木材販売業者から	素材の入荷先が木材販売業者の場合をいう。

総合商社から	総合商社とは輸出入業務を行っている商社のことをいい、国内で入荷し、販売を業とする一般の商社は除いた。 これらの商社と売買契約をし、素材を入荷した場合をいう。 なお、木材販売を専門とする商社・会社の場合は、輸出入業務を行っていても「木材販売業者から」とした。
その他から	素材の入荷先が上記以外の場合をいう。例えば、事業所が総合商社を通さないで直接外国から輸入材を購入した場合や上記以外から入荷した場合が該当する。
クリーンウッド法木材	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）（クリーンウッド法）第３条第１項の規定に基づく合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針で定められた情報が書類等により確認できた合法伐採木材をいう。
製材品、単板、合板、ＬＶＬ、集成材及びＣＬＴの出荷量（販売量）及び販売金額	工場における出荷量及び販売金額は、自社工場で生産した製品のみの出荷量及び販売金額とし、他社から購入した製品の販売量分は含めていない。 賃加工製品の取扱いは、素材の場合と同様、製材工場、合単板工場、ＬＶＬ工場、プレカット工場、集成材工場、ＣＬＴ工場、木材市売市場、木材センター及び木材販売業者から賃加工依頼を受けた製品は当該工場の製品とはせず、依頼した方の製品として取扱い、それ以外のところからの賃加工依頼製品は、当該工場の製品として取扱った。 なお、合板工場が総合商社から素材持ちで合板製造依頼を受けた場合の製品は当該工場の販売量とするが、その販売先は総合商社とした。 本店・支店間の受入量及び受入金額は、それぞれの事業所ごとの仕入量及び仕入金額並びに販売量及び販売金額として取扱った（「素材の仕入量」の取扱と同じ。）。
製材工場へ	製品の販売先が製材工場の場合をいう。
合単板・ＬＶＬ工場へ	製品の販売先が合単板工場及びＬＶＬ工場の場合をいう。
プレカット工場へ	製品の販売先がプレカット工場の場合をいう。
枠組壁工法住宅用部材組立工場へ	製品の販売先が枠組壁工法住宅用部材組立工場の場合をいう。 なお、枠組壁工法住宅用部材組立工場とは通称ツーバイフォー工法による住宅用部材組立工場をいい、木造の枠組材に構造用合板などの面材を緊結して壁と床を作り、壁と床を一体化して、住宅用部材を組み立てる工場をいう。

集成材・ＣＬＴ工場へ	製品の出荷先が集成材工場及びＣＬＴ工場の場合をいう。
木材薬品処理工場へ	製品の販売先が木材薬品処理工場（主として木材の乾燥を行う事業所は除く。）の場合をいう。 なお、木材薬品処理工場とは、主として他工場等で製材されたものをクレオソート、その他薬品で木材を防腐処理、耐火処理、防虫等の処理を行う工場をいう。 ただし、木材薬品処理工場に薬品処理のみを行わせ、薬品処理後の木材を自工場に戻させる場合は除いた。
木材市売市場へ	製品の販売先が木材市売市場の場合をいう。
木材センターへ	製品の販売先が木材センターの場合をいう。
木材販売業者へ	製品の販売先が木材販売業者の場合をいう。
建築業者へ	原則として製品をそのまま消費する最終需要者（建設、建築業者、大工、工務店等）へ販売した場合をいう。 なお、製品を再加工してその製品を販売するもの、例えば、家具建具等の製造業者へ出荷した場合、本調査では「建築業者へ」には含めず「その他へ」とした。
総合商社へ	製品の販売先（売買契約に基づく相手方）が総合商社の場合をいう。例えば、売買契約の相手方が総合商社で、現品は総合商社以外に搬出した場合、販売先は総合商社とした。
こん包業へ	製品の販売先がこん包用材枠、木製パレット等の製造を行う事業所又は運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引き受ける事業所をいう。
ホームセンターへ	製品の販売先がホームセンターの場合をいう。 なお、ホームセンターとは、主として住まいの手入れ改善に係る商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具、収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス式により小売する事業所で、店舗規模が大きい事業所をいう。
その他へ	製品の販売先が上記以外の場合をいう。例えば、製材工場、合単板工場、ＬＶＬ工場、プレカット工場、集成材工場及びＣＬＴ工場以外の工場等（家具建具業者等）に販売した場合が該当する。

＜ 材料の入荷先 ＞	
プレカット工場から	プレカット工場の材料の入荷先が他社のプレカット工場の場合をいう。
自社の製材工場から	集成材工場の材料（製材品等）の入荷先が兼営している製材工場等の場合をいう。
他社の製材工場から	集成材工場の材料（製材品等）の入荷先が他社の製材工場の場合をいう。
外国からの直接輸入	総合商社、木材販売業者等を通さないで、外国から材料（製材品等）を直接購入する場合をいう。
その他	記載の入荷先以外から材料（製材品等）を仕入れた場合をいう。
出荷坪数	出荷されたプレカット加工材が供された木造建築物ののべ床面積をいう。
賃加工坪数及び賃加工金額	賃加工によるプレカット加工材が供された木造建築物ののべ床面積及び賃加工に費やされた金額をいう。
木材チップの販売金額	調査対象事業所が調査期日前１年間に木材チップを販売して得た販売先毎の金額をいう。 　ただし、調査対象事業所がその支店・営業所等の販売事業所に仕向けた場合には、その仕向量を販売したものとみなして、その金額を見積もり計上した。 　なお、この項目の対象となる木材チップは、「チッパー等を用いて製造したパルプ」、「紙、繊維板、削片版等の原料」及び「発電施設等で使用する燃料用の原料」とする木材の小削片をいう。
原料の入荷量及び入荷金額	この項目の対象となる原料とは、「チッパー等を用いて製造したパルプ」、「紙、繊維板、削片版等の原料」をいい、燃料用の原料はここに含めていない。
木材チップの販売先	この項目の対象となる木材チップは、「チョッパー等を用いて製造したパルプ」、「紙、繊維板、削片板等の原料」及び「発電施設等で使用する燃料用の原料」とする木材の小削片をいう。
製紙工場へ	木材チップの販売先が製紙工場の場合をいう。

木質ボード工場へ	木材チップの販売先が木質ボード工場の場合をいう。 なお、木質ボード工場とは、繊維板・パーティクルボード等、木質・植物質材料を原料としたボードを生産する事業所をいう。
ペレット製造業者へ	木材チップの販売先がペレット製造業者の場合をいう。 なお、ペレット製造業者とは、端材、樹皮等を粉砕して成形した固形燃料の生産を行う事業所をいう。
畜産業者等へ	木材チップの販売先が畜産業者等（耕種作物農家向けを含む。）の場合をいう。畜産敷料、堆肥製造用等として販売した場合が該当する。
おが粉製造業者等へ	木材チップの販売先がおが粉製造業者等（菌床製造業者を含む。）の場合をいう。
発電・熱利用施設及び熱電供給施設へ	木材チップの販売先が発電施設、熱利用施設（園芸施設のボイラー用、温水給油ボイラー用等）及び熱電供給（単一又は複数のエネルギー資源から、電気と熱という異なるエネルギーを同時に得ることをいい、コージェネレーションシステムとも呼ばれる。）施設の場合をいう。
チップ等集荷業者・木材流通業者等へ	木材チップの販売先がチップ等集荷業者、木材流通業者等の場合をいう。
その他へ	木材チップの販売先が上記以外のその他の用途へ販売した場合をいう。例えば、調査対象事業所が木材流通業者を通さずに直接小売販売を行った場合が該当する。
自工場で消費（熱利用等）	自工場のボイラーでの熱利用等が該当する。
その他へ	産業廃棄物処理業者への搬出等販売されないものをいう。
工場残材の販売先（出荷）	工場残材（以下「残材」という。）とは、製材工場、合単板工場その他の木材加工工場において製品を製造した後に発生する樹皮、端材等（背材、単板・合板・特殊合板の屑・耳等、製品製造時に発生する木材片、合単板工場及びＬＶＬ工場における単板製造後のむき芯材等）、おが粉等（プレナー屑、サンダー屑、ドリル屑等）及びバークをいう。
工場残材の販売金額	調査対象事業所が調査期日前１年間に残材を販売して得た販売先毎の金額をいう。 ただし、調査対象事業所が他に有している支店・営業所等に残材を仕向

	けた場合には、その仕向量を販売したものとみなして、その金額を見積もり計上した。
自社のチップ工場へ	残材の販売先が兼営しているチップ工場の場合をいう。
他社のチップ工場へ	残材の販売先が他社のチップ工場の場合をいう。
木質ボード工場へ	残材の販売先が木質ボード工場の場合をいう。
ペレット製造業者へ	残材の販売先がペレット製造業者の場合をいう。
畜産業者等へ	残材の販売先が畜産業者等（耕種作物農家向けを含む。）の場合をいう。畜産敷料、堆肥製造用等として販売した場合が該当する。
おが粉製造業者等へ	残材の販売先がおが粉製造業者等（菌床製造業者を含む。）の場合をいう。
堆肥製造業者へ	残材の販売先が堆肥製造業者等の場合をいう。
発電・熱利用施設及び熱電供給施設へ	残材の販売先が発電施設、熱利用施設（園芸施設ボイラー用、温水給湯ボイラー用等）及び熱電併給（単一又は複数のエネルギー資源から、電気と熱という異なるエネルギーを同時に得ることをいい、コージェネレーションシステムとも呼ばれる。）施設の場合をいう。
チップ等集荷業者・木材流通業者等へ	残材の販売先がチップ等集荷業者、木材流通業者等の場合をいう。
その他へ	残材の販売先が上記以外のその他の用途へ出荷した場合をいう。例えば、事業所が木材流通業者等を通さずに直接薪用途販売や端材の小売販売を行った場合が該当する。
産業廃棄物として処理	残材を産業廃棄物として自社工場で処理又は業者等に依頼して処理した場合をいう。
自工場で消費（熱利用等）	自工場のボイラー等での熱利用等が該当する。
その他へ	上記以外の、出荷されないものをいう。

13　利用上の注意

(1)　平成28年調査からの変更点

ア　以下の項目の調査事項を追加した。

(ｱ)　製材工場

素材の入荷先別仕入金額、製材品の販売先別販売金額、工場残材の販売先別販売金額

(ｲ)　合単板工場

素材の入荷先別仕入金額、他社からの材料（単板）の入荷先別入荷量及び仕入金額、合板の販売先別販売金額、単板の販売先別出荷量及び販売金額、工場残材の販売先別販売金額

(ｳ)　ＬＶＬ工場

素材の入荷先別仕入金額、他社からの材料（単板）の入荷先別入荷量及び仕入金額、ＬＶＬの販売先別販売金額、工場残材の販売先別販売金額

(ｴ)　プレカット工場

材料の入荷先別仕入金額、販売先別出荷坪数及び販売金額、受注先別賃加工坪数及び賃加工金額、工場残材の販売先別販売金額

(ｵ)　集成材工場

材料（ラミナ）の入荷先別入荷金額、集成材の販売先別出荷金額、工場残材の販売先別販売金額

(ｶ)　ＣＬＴ工場

材料（ラミナ）の入荷先別入荷量及び入荷金額、ＣＬＴの販売先別出荷量及び出荷金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

(ｷ)　木材流通業者

素材の入荷先別仕入金額、輸入製品の入荷先別入荷量及び仕入金額、製材品の販売先別販売金額、合板の販売先別販売量及び販売金額、ＬＶＬの販売先別販売量及び販売金額、集成材の販売先別販売金額、ＣＬＴの販売先別販売量及び販売金額、木材チップの販売先別販売金額

(ｸ)　木材チップ工場

原料の入荷先別入荷金額、木材チップの販売先別販売金額、工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額

イ　以下の項目の調査事項を廃止した。

(ｱ)　製材工場

木材の年間販売金額、製材用機械の所有状況

(ｲ)　合単板工場

木材の年間販売金額、合単板製造機械の所有状況

(ｳ)　ＬＶＬ工場

木材の年間販売金額、ＬＶＬ製造機械の所有状況

(ｴ)　プレカット工場

木材の年間販売金額、受注先別出荷棟数

(ｵ)　集成材工場

木材の年間販売金額

(ｶ) 木材流通業者

木材の年間販売金額

(ｷ) 木材チップ工場

木材チップの年間販売金額、木材チップ製造用機械の所有状況

ウ　製材品の販売先別出荷量及び販売金額のうち「輸入丸太で国内製造」は、平成30年から名称変更し、平成28年以前は「外材（国内生産)」として調査した。

エ　工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額割合は、平成 30 年から木材チップ工場を調査対象に追加したため、平成28年以前の数値とは比較出来ない。

　また、「自社のチップ工場へ」、「他社のチップ工場へ」、「堆肥製造業者等へ」及び「産業廃棄物として処理」は平成30年から調査した。

　ただし、平成30年から調査対象とした木材チップ工場については、「自社のチップ工場へ」及び「他社のチップ工場へ」は調査していない。

オ　工場残材の販売先別出荷量等及び販売金額割合のうち「発電・熱利用及び併用施設へ」は、平成30年から名称変更し、平成28年以前は「発電施設へ」、「熱利用施設へ」及び「発電併給施設へ」として調査した。

(2)　統計数値については、表示単位未満を四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(3)　表中に用いた記号は次のとおりである。

「０」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4千㎥→０千㎥）又は増減がないもの

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(4)　この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成30年木材流通構造調査報告書」（農林水産省）による旨を記載してください。

(5)　本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「森林・林業」の「木材流通構造調査」でご覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuryu/kouzou/index.html#r 】

14　お問合わせ先

農林水産省　大臣官房統計部　生産流通消費統計課　畜産・木材統計班

電話：（代表）03-3502-8111　（内線3686）

（直通）03-3502-5665

FAX：　03-5511-8771

※　本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページで受け付けております。

【 https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html 】